

令和 2 年第 2 回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 天 内 慎 也

副委員長 橋 本 尚 美

1 開催日 令和2年6月16日（火曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第108号 青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第109号 青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第114号 青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席委員

委員長 天 内 慎 也

委員 万 徳 なお子

副委員長 橋 本 尚 美

委員 中 村 節 雄

委員 奈 良 祥 孝

委員 神 山 昌 則

委員 蛭 名 和 子

委員 小豆畑 緑

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

福祉部長 館 山 新 関係課長等

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 小 山 隆 議事調査課主事 高 木 渉

議事調査課主査 山 内 克 昌

**○天内慎也委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

～ 中略 ～

**○天内慎也委員長** 本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本日の理事者の出席については、5月13日開催の議会運営委員会で決定した令和2年第2回定例会の運営スキームに基づき、いわゆる、3つの密を最小限とするため、今期定例会で本委員会に付託された議案に対する説明を求める理事者のみの出席といたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第108号「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第108号「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

条例の制定理由につきましては、国において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針に基づき、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正を行うとするものであります。

改正概要につきましては、1つ目といたしまして、卒園後の受入先としての連携施設の確保の特例について、現行は、家庭的保育事業者等は、集団保育、代替保育、卒園後の受入に係る連携協力を行う連携施設を確保しなければなりません。卒園後の受入に係る連携施設の確保が著しく困難である場合、企業主導型保育事業者等を連携協力者とするすることで、連携施設の確保に代えることができるとされております。

改正後は、家庭的保育事業者等は、市が行う保育所等の入所に係る利用調整において、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等が講じられているときは、卒園後の受入に係る連携施設を確保しないことができるとするものであります。

本市におきましては、保育の連続性の確保の観点から、優先的に取り扱う措置と

して入所選考における指数の加点措置を既に実施しております。改正により制度上は本特例を適用することが可能となりますが、本市の家庭的保育事業者等の現状といたしましては、小規模保育事業の8事業者及び事業所内保育事業の1事業者の9事業者の全てが卒園後の受入れの連携施設を確保しておりますので、実際に本特例の適用を受ける事業者はないものであります。

2 ページを御覧ください。

2 つ目といたしまして、居宅訪問型保育事業における保育の提供理由の明確化について、現行は、居宅訪問型保育事業が保育を提供できる場合として、母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合を例示しておりますが、改正後は、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合にも保育を提供できることを明確化するものであります。

なお、本市においては、居宅訪問型保育事業の認可を受けた事業者はありません。

ただいま御説明いたしました内容につきましては、いずれも国の省令・府令のとおり改正となります。

このほか、3 つ目といたしまして、号ずれの改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からを予定しております。

改正の具体的な条文といたしましては、3 ページ以降に新旧対照表を記載しております。

3 ページを御覧ください。

青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条第4項及び第5項は、先ほど御説明いたしました1つ目の卒園後の受入先としての連携施設の確保の特例に関する規定を記載のとおり改正するものであります。

4 ページですが、中ほどの第23条第2項の家庭的保育者の資格要件を定める規定中、第2号の号ずれを改正しております。

ページの下側、第41条第4号は、先ほど御説明いたしました2つ目の居宅訪問型保育事業における保育の提供理由の明確化に関する規定を記載のとおり改正するものであります。

次に、5 ページを御覧ください。

青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第42条第4項及び第5項は、先ほど御説明いたしました1つ目の卒園後の受入先としての連携施設の確保の特例に関する規定を記載のとおり改正するものであります。

以上、議案第108号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

**○天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** (1)の「卒園後の受入先としての連携施設の確保の特例」については、前回の民生環境常任委員協議会でもお尋ねいたしましたし、個別にも担当課の方にお話を伺っています。2ページ目の(2)ですが、「居宅訪問型保育事業における保育の提供理由の明確化」について、本市では事業者がいないということでしたけれども、保護者の疲労というのがあったので、国の改正の意図を見ると、疲れたから安易に頼むということにならないかという懸念の声を聞いたものですから、見解をお聞かせください。

**○天内慎也委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ただいまの御質疑についてですけれども、まず国では、いわゆる保護者の方が疲労もしくはそういうものが虐待につながる可能性もあるということをもって、今回、このような仕組みにしたと伺っております。

**○天内慎也委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 分かりました。

**○天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第109号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料を御覧ください。

条例の制定理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、本条例について、所要の改正を行おうとするものであります。

改正概要につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員の資格要件の一つとして、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならないとしておりますが、今般、研修の受講機会の拡充を図るため、国の基準が改正され、中核市の長も研修が実施

できることとされたことから、本条例についても同様に改正を行うものであります。

なお、本条例の施行期日は、公布の日からを予定しております。

改正の具体的な条文といたしましては、2ページに新旧対照表を記載しております。

以上、議案第109号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 前回の民生環境常任委員協議会でもお尋ねしました青森市で研修をする予定があるかどうかということについては、予定はないと御答弁いただきました。ただ、なるべく早く研修を終えて、万全な態勢にしていきたいと思っているわけですが、見解は同じでしょうか。

**○天内慎也委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、県では前回も御説明いたしましたけれども、当面の間、年1回、150人程度の定員で研修を実施する予定と伺っております。令和2年第1回定例会におきまして、放課後児童支援員の研修終了までに要する期間を、令和元年度において、放課後児童支援員として従事しているが研修を終了していない方については2年間、令和2年度以降、新たに放課後児童支援員として従事する者については従事することとなった日から36月を経過する日の属する年度の末日まで延長する条例の一部改正について、御議決いただいたところであります。

県において、予定どおり研修を実施した場合に、延長した期間内で本市の放課後児童支援員全員が受講できる見込みでありますことから、現在のところ本市で研修を実施する予定はありません。

**○天内慎也委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 分かりました。

**○天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。小豆畑委員。

**○小豆畑緑委員** 「広報あおもり」を見ると、毎号のように放課後児童支援員の募集が載っています。現在、新型コロナウイルスの関係で、放課後児童支援員が放課後児童クラブに毎日のように出かけて大変であるということをお聞きしていたんですけども、放課後児童支援員の数は全体的に足りないのですか。毎号毎号載っているから、いつも足りないのかなと思って見ていたんですけども。

**○天内慎也委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、令和2年6月1日現在で放課後児童支援員は全部で285名おります。常勤の者が200名、あと、常勤の方が欠けたときに入っていただく方——代用支援員と呼んでおりますけれども——85名の全部で285名いらっしゃいます。現状は、285

名で十分賄われておりますけれども、常に「広報あおもり」に載せているのは、放課後児童支援員をやっている方の中には、転勤族の方もいらっしゃると思いますので、年度途中で転勤をされたりとか、体調の都合でどうしても辞めたいという方がいらっしゃいますので、そういう際に不測の事態とならないために毎号の「広報あおもり」で募集をかけて、常に放課後児童支援員を確保しておくという状況をつくっております。

○**天内慎也委員長** 小豆畑委員。

○**小豆畑緑委員** ありがとうございます。

○**天内慎也委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 109 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○**館山新福祉部長** 議案第 114 号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料の 1 ページを御覧ください。

制定理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、令和元年 10 月の消費税率 10%への引上げによる増収分を活用し低所得者の介護保険料を軽減するため、国の改正に準じて介護保険料の改定をしようとするものであります。

改正内容につきましては、現在、介護保険料は所得段階別に第 1 段階から第 13 段階までに区分されておりますが、市民税非課税世帯の第 1 段階から第 3 段階までの方を対象に、本市の保険料年額を算定するために必要となる基準額 8 万 145 円に対する割合を、国が示した割合であります第 1 段階 0.3、第 2 段階 0.5、第 3 段階 0.7 に準じて改正し、当該段階に属する方の介護保険料の軽減を行うものであります。

本市の基準額に対する割合と保険料年額につきましては、表に記載のとおりとなりますが、令和元年度の割合につきましては、介護保険料の軽減が 10 月以降の消費税率引上げ分の 6 か月分を財源としておりますことから、平成 30 年度の割合と令和

2年度の割合の半分の水準に設定しておりました。今回、令和2年度からは軽減に係る財源が12か月分となることに伴いまして、軽減を完全実施するものであります。

具体的には、新旧対照表により御説明させていただきます。

資料2ページを御覧ください。

保険料率を規定しております第4条のうち、第2項では、前項第1号に掲げる第1号被保険者、つまり第1段階の方について、軽減後の保険料率を3万円から6000円減の2万4000円に、第3項では、第1項第2号に掲げる第1号被保険者、つまり第2段階の方について、4万6000円から6000円減の4万円に、第4項では、第1項第3号に掲げる第1号被保険者、つまり第3段階の方について、5万8100円から2000円減の5万6100円に改正しようとするものであります。

最後に附則には、施行期日を公布の日から施行すること、また、経過措置につきましては、令和2年度分からの介護保険料について適用することなどを定めております。

以上、議案第114号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○天内慎也委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○天内慎也委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第114号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )